

千葉県児童福祉措置費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第60号

千葉県児童福祉措置費の徴収に関する規則の一部を改正する規則
千葉県児童福祉措置費の徴収に関する規則（平成15年千葉県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2中	「 A階層を 除き当該 年度分の 市町村民 税の課税 世帯であ って、そ の市町村 民税所得 割の額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯 」	「 A階層及 びC階層 を除き当 該年度分 の市町村 民税の課 税世帯で あって、 その市町 村民税所 得割の額 の区分が 次の区分 に該当す る世帯 」	を に改め、同表備考第
---------	--	---	----------------

2項第1号中「附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考に次のように加える。

- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措

置児童等にかかる徴収金は徴収しない。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第3の2の改正規定（同表備考に次のように加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の2の規定は、令和元年10月分以降の徴収金について適用し、同年9月分までの徴収金については、なお従前の例による。